

1 医療従事者の賃上げの概要について

(3) 創設される診療報酬について

- 令和6年度の診療報酬改定では、「**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、（Ⅱ）**」、「**入院ベースアップ評価料**」といった診療報酬を創設します。
- また、**初再診料等**や**入院基本料等**についても、**職員の賃上げを実施すること等も踏まえた引上げ**を行います。
- さらに、**今回創設される診療報酬（既存の看護職員処遇改善評価料含む）**による賃上げについては、**賃上げ促進税制における税額控除の対象**となります。

病院と医科診療所の例

+0.28%程度分

+0.61%分



病院・診療所（有床）



診療所（無床）

初再診料等や入院基本料等の引上げ



外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
・初再診料等と合わせて算定可能
初診時 6点
再診時 2点
訪問診療時 28点
（同一建物居住者は7点）



入院ベースアップ評価料
・入院基本料等と合わせて算定可能
1～165点



外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）
・初再診料等と合わせて算定可能
初診又は訪問診療時 8点～64点
再診時 1～8点
※ 評価料（Ⅰ）だけでは、賃上げが不十分となる診療所（無床）のみ算定可能

評価料による賃上げも
賃上げ促進税制の税額控除対象に！